

第百二十一回 参議院法務委員会會議録第二二号

平成三年九月十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

九月十一日

栗村 和夫君

八百板 正君

九月十二日

鈴木 省吾君

加藤 武徳君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

鶴岡 洋君

下稲葉耕吉君

野村 五男君

北村 哲男君

中野 鉄造君

委員

加藤 武徳君

斎藤 十朗君

中西 一郎君

林田悠紀夫君

福田 宏一君

永久八重子君

瀬谷 英行君

千葉 景子君

肥田美代子君

三石 久江君

橋本 敦君

紀平 悌子君

衆議院議員

法務委員長

伊藤 公介君

国務大臣

法務大臣

左藤 恵君

法務大臣官房長

堀田 力君

法務大臣官房審議官

永井 紀昭君

法務省民事局長

清水 漢君

事務局側

常任委員会専門員

播磨 益夫君

本日の會議に付した案件

○借地借家法案(第百二十回国会内閣提出、第百二十一回国会衆議院送付)

○民事調停法の一部を改正する法律案(第百二十回国会内閣提出、第百二十一回国会衆議院送付)

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十一日、八百板正君及び栗村和夫君が委員を辞任され、その補欠として三石久江君及び肥田美代子君が選任されました。

また、本日、鈴木省吾君が委員を辞任され、その補欠として加藤武徳君が選任されました。

○委員長(鶴岡洋君) 借地借家法案及び民事調停法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から両案について順次趣旨説明を聴取いたします。左藤法務大臣。

○国務大臣(左藤恵君) 借地借家法案につきましては、その趣旨を御説明いたします。

現行の借地法におきましては、借地権の存続期間、契約の更新等について、借家法におきまして

は建物の賃貸借契約の更新等について、それぞれ強行規定を中心とした民法の特別規定が置かれて

いるところでありますが、いずれも大正十年に制定された法律であつて、昭和十六年に改正された後は、今日まで基本的な枠組みは変わつておらず、この間の社会・経済情勢の大きな変化、特に土地・建物の利用に対する需要の多様化に対応し切れていない状況になつており、これに対応するためには、借地借家法制のあり方について再検討をし、現行法に見られる画一的な規律を改めて、より利用しやすい借地・借家関係を実現するため

の手当が必要であります。

この法律案は、このような見地に立つて、借地法、借家法及び建物保護二關スル法律を統合した単行法を制定し、現行法の基本的な枠組みである借地権の存続期間、借地・借家契約の更新等の仕組みを見直してより公平なものとするほか、新しい類型の借地・借家関係を創設するなどの改善を図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、借地権の存続期間及び契約の更新後の期間中に建物が増失した場合の法律関係を改めることとあります。現行法では、借地権の存続期間を、堅固な建物の所有を目的とするか、堅固でない建物の所有を目的とするかによつて差を設けていますが、建物の社会的、経済的耐用年数等の変化及びより適切な当事者関係の調整の要請にかんがみ、一律に当初の存続期間を三十年、更新後の存続期間を十年とすることとしております。また、契約の更新後に建物が増失した場合に、妥当な事前の権利調整が行われるように、新たな建物の築造には借地権設定者の承諾を得る必要があるとともに、借地権設定者の承諾にかゝる裁判所の許可を非訟事件手続をもつて得ることができるよう

にすることとしております。

第二は、借地関係、借家関係に共通の点として、借地・借家関係の解消の要件となつてゐる「正当の事由」を明確にすることとあります。現行法では、貸し主がみずから使用することを必要とする場合その他正当の事由がある場合とだけ規定しておりますが、これを改め、貸し主及び借り主が使用を必要とする事情を中心として、従前の経緯、土地・建物の利用状況等幾つかの基本的な判断要素を示し、もつて、具体的な実情に一層即した判断をすることができるようになつてお

たしてあります。

第三は、更新のない借地権という性格を有する定期借地権の制度を一定の要件のもとに認めることとあります。必ずしも永続的な土地利用を望むものではないとの需要に対応するために、現行法では認められていなかった類型の借地権として新たに設けるものであります。通常の更新のある普通借地権との関係をも考慮し、その要件を絞つて、存続期間を五十年以上とする長期のもの、存続期間を十年以上二十年以下とする事業用のもの及び三十年以上経過した後建物所有者に譲渡する建物譲渡特約によるものという三つの類型の定期借地権を認めることとしてあります。

第四に、借家関係においても、転勤等の単なる貸し主の意思を超えたやむを得ない事情で生活の本拠を移転させざるを得ないような場合には、その持ち家を一定の期間に限つて貸すことを認めるため、更新のない確定期限の借家の制度を導入することとしてあります。

なお、この法律案の経過規定におきましては、法律案の成立前に既に存在する借地関係及び借家関係につき、この法律案の更新関係の規定を適用することに對して借り主の間に不安が生じかねないこと等を考慮し、その適用をしないものとして

しております。

以上がこの法律案の趣旨であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、民事調停法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

借地法及び借家法においては、宅地の地代・借賃及び建物の借賃が事情の変更等により不相当となった場合には、当事者がその増減を請求することができるとされており、その増減の是非に關して当事者間に争いが生じた場合には、最終的には、通常の民事訴訟でその紛争を解決することになっております。しかし、地代・借賃は、合意により定めるのが原則であり、その後の事情変更による増減も、本来は当事者の合意によりすることが望ましいものであります。また、この点をめぐる紛争の解決を直ちに通常の民事訴訟手続によらしめることは、この紛争の本質から見ると、迅速さに欠けることがあり、むしろ当事者の互譲により合理的に実情に即した解決を図る調停手続を積極的に活用すべきであると考えられます。

そこで、この法律案は、民事調停法の一部を改正し、宅地の地代・借賃及び建物の借賃についての紛争を調停をもって迅速かつ適正に解決することを促そうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、地代及び借賃についての紛争がある場合に、原則として調停を経なければ訴訟を提起することができないとする調停前置主義をとることとしております。

第二は、調停委員の専門的判断を生かして、仲裁的な手続で地代及び借賃についての紛争の解決を図ることを可能にする趣旨で、調停委員会の決定に従う旨の当事者の書面による合意があるときは、その決定により紛争を最終的に解決する制度を新たに設けようとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(鶴岡洋君) この際、両案の衆議院における修正部分について、衆議院法務委員長伊藤公介君から説明を聴取いたします。衆議院法務委員長伊藤公介君。

○衆議院議員(伊藤公介君) 借地借家法案及び民事調停法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分について、その趣旨を御説明いたします。

まず、借地借家法案に対する修正の趣旨について御説明いたします。

第一点は、借地契約の更新後の存続期間についてであります。

政府提出案は、借地契約の更新後の存続期間を十年としておりますが、常に、十年ごとに更新における正当事由の有無について判断するものとすることは、借地人の負担を過大にし、ひいては居住権の安定性を損なうおそれがあることに鑑み、借地権設定後の最初の更新にあつては二十年としたものであります。

第二点は、土地・建物の利用行為に関する用語の統一についてであります。

政府提出案は、土地・建物の利用行為について、別個の単行法である現行の民法、借地法及び借家法の用語に由来し、借地関係においては「土地の使用」と、借家関係においては「建物の使用又は収益」とそれぞれ規定しておりますが、土地・建物の利用行為は実体的にはほぼ同一の性格のものであり、借地関係と借家関係を統合した本法律案においては、「使用」の語のみで規定することが相当であるほか、第二十八条において、建物の「収益」の必要性が、使用の必要性とは別の主要な正当事由の判断要素の一つであるかのよう

に解されるおそれが解消することを考慮し、借家関係の諸規定から「又は収益」の字句を削除し、用語の統一を図つたものであります。

次に、民事調停法の一部を改正する法律案に対する修正の趣旨について御説明いたします。

政府提出案は、地代借賃の増減調停事件について、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服

する旨の書面による合意があるときは、申し立てにより、調停委員会は適当な調停条項を定め得ることとしておりますが、この調停条項は確定判決と同一の効力を有するといふ重大な効果が発生することから、右の合意は紛争解決手段としての調停の申し立て後にされたものであることが望ましいことにかんがみ、調停委員会が定める調停条項に服する旨の書面による合意は、調停の申し立ての後にされたものに限定することとし、あわせてこの規定が商事の紛争に関する調停事件等に準用されることに伴う所要の経過措置を講じたものであります。

以上が両法律案に対する衆議院における修正の趣旨であります。

何とぞ、慎重審議の上、本修正に御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(鶴岡洋君) 以上で両案の趣旨説明並びに衆議院における修正部分の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時十二分散会

九月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、借地借家法案(第百二十回国会提出、衆議院継続審査)

二、民事調停法の一部を改正する法律案(第百二十回国会提出、衆議院継続審査)

借地借家法案
借地借家法

(小字及び一は衆議院修正)

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 借地

第一節 借地権の存続期間等(第三条―第九条)

第二節 借地権の効力(第十条―第十六条)

第三節 借地条件の変更等(第十七条―第二十一条)

第四節 定期借地権等(第二十二条―第二十五条)

第三章 借家

第一節 建物賃貸借契約の更新等(第二十六条―第二十九条)

第二節 建物賃貸借の効力(第三十一条―第三十七条)

第三節 期限付建物賃貸借(第三十八条―第四十条)

第四章 借地条件の変更等の裁判手続(第四十一条―第五十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、建物の所有を目的とする地上権及び土地の賃借権の存続期間、効力等並びに建物の賃貸借の契約の更新、効力等に関し特別の定めをするとともに、借地条件の変更等の裁判手続に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 借地権 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。

二 借地権者 借地権を有する者をいう。

三 借地権設定者 借地権者に対して借地権を設定している者をいう。

四 転借地権 建物の所有を目的とする土地の賃借権で借地権者が設定しているものをいう。

五 転借地権者 転借地権を有する者をいう。

第二章 借地

第一節 借地権の存続期間等

(借地権の存続期間)

第三条 借地権の存続期間は、三十年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたとき

第三節 借地権の効力(第十條―第十六條)

は、その期間とする。

（借地権の更新後の期間）

第四条 当事者が借地契約を更新する場合においては、その期間は、更新の日から十年とする。
（借地権の更新後の更新にあつては、二十年）
ただし、当事者がこれより長い期間を定めたとときは、その期間とする。

（借地契約の更新請求等）

第五条 借地権の存続期間が満了する場合において、借地権者が契約の更新を請求したときは、建物がある場合に限る、前条の規定によるもののほか、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとなす。ただし、借地権設定者が遅滞なく異議を述べたときは、この限りでない。

2 借地権の存続期間が満了した後、借地権者が土地の使用を継続するときも、建物がある場合に限る、前項と同様とする。

3 転借地権が設定されている場合においては、転借地権者が土地の使用の継続を借地権者がする土地の使用の継続とみなして、借地権者と借地権設定者との間について前項の規定を適用する。

（借地契約の更新拒絶の要件）

第六条 前条の異議は、借地権設定者及び借地権者（転借地権者を含む。以下この条において同じ。）が土地の使用を必要とする事情のほか、借地に関する従前の経過及び土地の利用状況並びに借地権設定者が土地の明渡しの際の条件として又は土地の明渡しと引換えに借地権者に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければ、述べることができない。

（建物の再築による借地権の期間の延長）

第七条 借地権の存続期間が満了する前に建物の滅失（借地権者又は転借地権者による取壊しを含む。以下同じ。）があつた場合において、借地権者が残存期間を超えて存続すべき建物を築造したときは、その建物を築造するにつき借地権

設定者の承諾がある場合に限る、借地権は、承諾があつた日又は建物が築造された日のいずれか早い日から二十年間存続する。ただし、残存期間がこれより長いとき、又は当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間による。

2 借地権者が借地権設定者に対し残存期間を超えて存続すべき建物を新たに築造する旨を通知した場合において、借地権設定者がその通知を受けた後二月以内に異議を述べなかつたときは、その建物を築造するにつき前項の借地権設定者の承諾があつたものとなす。ただし、契約の更新の後（同項の規定により借地権の存続期間が延長された場合にあつては、借地権の当初の存続期間が満了すべき日の後。次条及び第十八条において同じ。）に通知があつた場合においては、この限りでない。

3 転借地権が設定されている場合においては、転借地権者がする建物の築造を借地権者がする建物の築造とみなして、借地権者と借地権設定者との間について第一項の規定を適用する。

（借地契約の更新後の建物の滅失による解約等）
第八条 契約の更新後の建物の滅失があつた場合においては、借地権者は、地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができ

2 前項に規定する場合において、借地権者が借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべき建物を築造したときは、借地権設定者は、地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができ

3 前二項の場合においては、借地権は、地上権の放棄若しくは消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れがあつた日から三月を経過することによつて消滅する。

4 第一項に規定する地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをする権利は、第二項に規定する地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れをする権利を制限する場合に限る、制限することができる。

5 転借地権が設定されている場合においては、転借地権者がする建物の築造を借地権者がする建物の築造とみなして、借地権者と借地権設定者との間について第二項の規定を適用する。

（強行規定）

第九条 この節の規定に反する特約で借地権者に不利なものは、無効とする。

第二節 借地権の効力

（借地権の対抗力等）

第十条 借地権は、その登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもつて第三者に対抗することができる。

2 前項の場合において、建物の滅失があつても、借地権者が、その建物を特定するために必要な事項、その滅失があつた日及び建物を新たに築造する旨を土地の上の見やすい場所に掲示するときは、借地権は、なお同項の効力を有する。ただし、建物の滅失があつた日から二年を経過した後にあつては、その前に建物を新たに築造し、かつ、その建物につき登記した場合に限る。

3 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定により第三者に対抗することができる借地権の目的である土地が売買の目的物である場合に準用する。

4 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。

（地代等増減請求権）

第十一条 地代又は土地の借賃（以下この条及び次条において「地代等」という。）が、土地に対する租税その他の公課の増減により、土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土地の地代等に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かって地代等の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間地代等を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。

は、その定めに従う。

2 地代等の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の地代等を支払うことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

3 地代等の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の地代等の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた地代等の額を超えるときは、その超過額に年一割の割合による受領の時から利息を付してこれを返還しなければならない。

（借地権設定者の先取特権）

第十二条 借地権設定者は、弁済期の到来した最後の二年分の地代等について、借地権者がその土地において所有する建物の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、地上権又は土地の賃貸借の登記をすることによつて、その効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、他の権利に対して優先する効力を有する。ただし、共益費用、不動産保存及び不動産工事の先取特権並びに地上権又は土地の賃貸借の登記より前に登記された質権及び抵当権には後れる。

4 第三項の規定は、転借地権者がその土地において所有する建物について準用する。

（建物買取請求権）

第十三条 借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。

2 前項の場合において、建物が借地権の存続期間が満了する前に借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべきものとして新たに築造されたものであるときは、裁判所は、借地権設定者の請求により、代金の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができ

る。

3 前二項の規定は、借地権の存続期間が満了した場合における転借地権者と借地権設定者との間について準用する。

(第三者の建物買取請求権)

第十四条 第三者が賃借権の目的である土地の上の建物その他借地権者が権原によつて土地に附属させた物を取扱した場合において、借地権設定者が賃借権の譲渡又は転賃を承諾しないときは、その第三者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原によつて土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。

(自己借地権)

第十五条 借地権を設定する場合においては、他の者と共に有することとなるに限り、借地権設定者が自らその借地権を有することを妨げない。

2 借地権が借地権設定者に帰した場合であつても、他の者と共にその借地権を有するときは、その借地権は、消滅しない。

(強行規定)

第十六条 第十条、第十三条及び第十四条の規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とする。

第三節 借地条件の変更等
(借地条件の変更及び増改築の許可)

第十七条 建物の種類、構造、規模又は用途を制限する旨の借地条件がある場合において、法令による土地利用の規制の変更、付近の土地の利用状況の変化その他の事情の変更により現に借地権を設定するにおいては、その借地条件と異なる建物の所有を目的とすることが相当であるに

もかわらず、借地条件の変更につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、当事者の申立てにより、その借地条件を変更することができる。

2 増改築を制限する旨の借地条件がある場合において、土地の通常の利用上相当とすべき増改築につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、借地権者の申立てにより、その増改築についての借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。

3 裁判所は、前二項の裁判をする場合において、当事者間の利益の衡平を図るため必要があるときは、他の借地条件を変更し、財産上の給付を命じ、その他相当の処分をすることができ

る。

4 裁判所は、前三項の裁判をするには、借地権の残存期間、土地の状況、借地に関する従前の経過その他一切の事情を考慮しなければなら

ない。

5 転借地権が設定されている場合において、必要があるときは、裁判所は、転借地権者の申立てにより、転借地権とともに借地権につき第一項から第三項までの裁判をすることができ

る。

6 裁判所は、特に必要がないと認める場合を除き、第一項から第三項まで又は前項の裁判をする前に鑑定委員会の意見を聴かなければなら

(借地契約の更新後の建物の再築の許可)

第十八条 契約の更新の後において、借地権者が残存期間を超えて存続すべき建物を新たに築造することにつきやむを得ない事情があるにもかかわらず、借地権設定者がその建物の築造を承諾しないときは、借地権設定者が地上権の消滅の請求又は土地の賃借借の解約の申入れをすることができない旨を定めた場合を除き、裁判所は、借地権者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。この場合において、当事者間の利益の衡平を図るため必要があるときは、延長すべき借地権の期間

として第七条第一項の規定による期間と異なる期間を定め、他の借地条件を変更し、財産上の給付を命じ、その他相当の処分をすることができ

る。

2 裁判所は、前項の裁判をするには、建物の状況、建物の滅失があつた場合には滅失に至つた事情、借地に関する従前の経過、借地権設定者及び借地権者(転借地権者を含む)が土地の使用を必要とする事情その他一切の事情を考慮しなければなら

ない。

3 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の裁判をする場合に準用する。

(土地の賃借権の譲渡又は転賃の許可)

第十九条 借地権者が賃借権の目的である土地の上の建物を第三者に譲渡しようとする場合において、その第三者が賃借権を取得し、又は転賃をして借地権設定者に不利となるおそれがないにもかかわらず、借地権設定者がその賃借権の譲渡又は転賃を承諾しないときは、裁判所は、借地権者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。この場合において、当事者間の利益の衡平を図るため必要があるときは、賃借権の譲渡若しくは転賃を条件とする借地条件の変更を命じ、又はその許可を財産上の給付に係らしめることができる。

2 裁判所は、前項の裁判をするには、賃借権の残存期間、借地に関する従前の経過、賃借権の譲渡又は転賃を必要とする事情その他一切の事情を考慮しなければなら

ない。

3 第一項の申立てがあつた場合において、裁判所が定める期間内に借地権設定者が自ら建物の譲渡及び賃借権の譲渡又は転賃を受ける旨の申立てをしたときは、裁判所は、同項の規定にかかわらず、相当の対価及び転賃の条件を定め

て、これを命ずることができ

る。この裁判においては、当事者双方に対し、その義務を同時に履行すべきことを命ずることができ

る。

4 前項の申立ては、第一項の申立てが取り下げ

られたとき、又は不適法として却下されたときは、その効力を失う。

5 第三項の裁判があつた後は、第一項又は第三項の申立ては、当事者の合意がある場合でなければ取り下げることができない。

6 裁判所は、特に必要がないと認める場合を除き、第一項又は第三項の裁判をする前に鑑定委員会の意見を聴かなければなら

ない。

7 前各項の規定は、転借地権が設定されている場合における転借地権者と借地権設定者との間について準用する。ただし、借地権設定者が第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければなら

ない。

(建物競売等の場合における土地の賃借権の譲渡の許可)

第二十条 第三者が賃借権の目的である土地の上の建物を競売又は公売により取得した場合において、その第三者が賃借権を取得しても借地権設定者に不利となるおそれがないにもかかわらず、借地権設定者がその賃借権の譲渡を承諾しないときは、裁判所は、その第三者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。この場合において、当事者間の利益の衡平を図るため必要があるときは、借地条件を変更し、又は財産上の給付を命ずることができ

る。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の申立てがあつた場合に準用する。

3 第一項の申立ては、建物の代金を支払つた後二月以内に限り、することができ

る。

4 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九条の規定は、同条に規定する期間内に第一項の申立てをした場合に準用する。

5 前各項の規定は、転借地権者から競売又は公売により建物を取得した第三者と借地権設定者との間について準用する。ただし、借地権設定者が第二項において準用する前条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければなら

（強行規定）

第二十一条 第十七条から第十九条までの規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とする。

第四節 定期借地権等

（定期借地権）

第二十二条 存続期間を五十年以上として借地権を設定する場合においては、第九条及び第十六条の規定にかかわらず、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。この場合においては、その特約は、公正証書による等書面によつてしなければならない。

（建物譲渡特約付借地権）

第二十三条 借地権を設定する場合においては、第九条の規定にかかわらず、借地権を消滅させるため、その設定後三十年以上を経過した日に借地権の目的である土地の上の建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨を定めることができる。

2 前項の特約により借地権が消滅した場合において、その借地権者又は建物の賃借人でその消滅後建物の使用又は収益を継続しているものが請求をしたときは、請求の時にその建物につきその借地権者又は建物の賃借人と借地権設定者との間で期間の定めのない賃貸借（借地権者が請求をした場合において、借地権の残存期間があるときは、その残存期間を存続期間とする賃貸借）がされたものとみなす。この場合において、建物の借賃は、当事者の請求により、裁判所が定める。

（事業用借地権）

第二十四条 第三条から第八条まで、第十三条及び第十八条の規定は、専ら事業の用に供する建物居住の用に供するものを除く。の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上二十年以下として借地権を設定する場合には、適用しない。

2 前項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。

（一時使用目的の借地権）

第二十五条 第三条から第八条まで、第十三条、第十七条、第十八条及び第二十二條から前条までの規定は、臨時設備の設置その他一時使用のために借地権を設定したことが明らかな場合には、適用しない。

第三章 借家

第一節 建物賃貸借契約の更新等

（建物賃貸借契約の更新等）

第二十六条 建物の賃貸借について期間の定めがある場合において、当事者が期間の満了の一年前から六月前までの間に相手方に対して更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかったときは、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、その期間は、定めがないものとする。

2 前項の通知をした場合であっても、建物の賃貸借の期間が満了した後建物の賃借人が使用又は収益を継続する場合において、建物の賃借人が遅滞なく異議を述べなかつたときも、同項と同様とする。

3 建物の転賃借がされている場合においては、建物の転賃借人がする建物の使用又は収益の継続を建物の賃借人がする建物の使用又は収益の継続とみなして、建物の賃借人と賃借人との間について前項の規定を適用する。

（解約による建物賃貸借の終了）

第二十七条 建物の賃借人が賃貸借の解約の申入れをした場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から六月を経過することによつて終了する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、建物の賃貸借が解約の申入れによつて終了した場合に準用する。

（建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件）

第二十八条 建物の賃借人による第二十六条第一

項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、建物の賃借人及び賃借人（転賃借人を含む。以下この条において同じ。）が建物の使用又は収益を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃借人が建物の明渡しの際に条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由がある認められる場合でなければ、することができない。

（建物賃貸借の期間）

第二十九条 期間を一年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなす。

（強行規定）

第三十条 この節の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。

第二節 建物賃貸借の効力

（建物賃貸借の対抗力等）

第三十一条 建物の賃貸借は、その登記がなくても、建物の引渡しがあつたときは、その後その建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。

2 民法第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により効力を有する賃貸借の目的である建物が売買の目的物である場合に準用する。

3 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。

（借賃増減請求権）

第三十二条 建物の借賃が、土地若しくは建物に対する租税その他の負担の増減により、土地若しくは建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍同種の建物の借賃に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かって建物の借賃の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。

2 建物の借賃の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃を支払うことをもって足りる。ただし、その裁判が確定した場合には、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

3 建物の借賃の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた建物の借賃の額を超えるときは、その超過額に年一割の割合による受領の時から利息を付してこれを返還しなければならない。

（造作買取請求権）

第三十三条 建物の賃借人の同意を得て建物に付加した量、建具その他の造作がある場合には、建物の賃借人は、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによつて終了するときに、建物の賃借人に対し、その造作を時価で買い取るべきことを請求することができる。建物の賃借人から買い取った造作についても、同様とする。

2 前項の規定は、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによつて終了する場合における建物の転賃借人と賃借人との間について準用する。

（建物賃貸借終了の場合における転賃借人の保護）

第三十四条 建物の転賃借がされている場合において、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによつて終了するときは、建物の賃借人は、建物の転賃借人にその旨の通知をしなければならない。その終了を建物の転賃借人に対抗することができない。

2 建物の賃借人が前項の通知をしたときは、建物の転賃借人は、その通知がされた日から六月を経過することによつて終了する。

(借地上の建物の賃借人の保護)

第三十五条 借地権の目的である土地の上の建物につき賃貸借がされている場合において、借地権の存続期間の満了によつて建物の賃借人が土地を明け渡すべきときは、建物の賃借人が借地権の存続期間が満了することをその一年前までに知らなかつた場合に限り、裁判所は、建物の賃借人の請求により、建物の賃借人がこれを知つた日から一年を超えない範囲内において、土地の明渡しにつき相当の期限を許与することができる。

2 前項の規定により裁判所が期限の許与をしたときは、建物の賃貸借は、その期限が到来することによつて終了する。

(居住用建物の賃貸借の承継)

第三十六条 居住の用に供する建物の賃借人が相続人なしに死亡した場合において、その当時婚姻又は縁組の届出をしていないが、建物の賃借人と事実上夫婦又は養親子と同様の関係にあつた同居者があるときは、その同居者は、建物の賃借人の権利義務を承継する。ただし、相続人なしに死亡したことを知つた後一月以内に建物の賃借人に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、建物の賃貸借関係に基づき生じた債権又は債務は、同項の規定により建物の賃借人の権利義務を承継した者に帰属する。

(強行規定)

第三十七条 第三十一条、第三十四条及び第三十五条の規定に反する特約で建物の賃借人又は転借人に不利なものは、無効とする。

第三節 期限付建物賃貸借

(賃貸人の不在期間の建物賃貸借)
第三十八条 転勤、療養、親族の介護その他のやむを得ない事情により、建物を一定の期間自己の生活の本拠として使用することが困難であり、かつ、その期間の経過後はその本拠として使用することとなることが明らかな場合において、

て、建物の賃貸借をするときは、その一定の期間を確定して建物の賃貸借の期間とする場合に限り、第三十条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第二十九条の規定を適用しない。

2 前項の特約は、同項のやむを得ない事情を記載した書面によつてしなければならない。

(取壊し予定の建物の賃貸借)

第三十九条 法令又は契約により一定の期間を経過した後に建物を取り壊すべきことが明らかな場合において、建物の賃貸借をするときは、第三十条の規定にかかわらず、建物を取り壊すこととなる時に賃貸借が終了する旨を定めることができる。

2 前項の特約は、同項の建物を取り壊すべき事由を記載した書面によつてしなければならない。

(一時使用目的の建物の賃貸借)

第四十条 この章の規定は、一時使用のために建物の賃貸借をしたことが明らかな場合には、適用しない。

第四章 借地条件の変更等の裁判手続

(管轄裁判所)

第四十一条 第十七条第一項、第二項若しくは第五項(第十八条第三項において準用する場合を含む)、第十八条第一項、第十九条第一項(同条第七項において準用する場合を含む)若しくは第三項(同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む)又は第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)に規定する事件は、借地権の目的である土地の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。ただし、当事者の合意があるときは、その所在地を管轄する簡易裁判所が管轄すること

を妨げない。

(非訟事件手続法の準用及び最高裁判所規則)
第四十二条 特別の定めがある場合を除き、前条の事件に関しては、非訟事件手続法(明治三十

一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。ただし、同法第六条、第七条、第十五条及び第三十二条の規定は、この限りでない。

2 この法律に定めるもののほか、前条の事件に

関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(裁判所職員の除斥等)

第四十三条 裁判所職員の除斥、忌避及び回避に関する民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の規定は、第四十一条の事件について準用する。

(鑑定委員会)

第四十四条 鑑定委員会は、三人以上の委員で組織する。

2 鑑定委員は、次に掲げる者の中から、事件ごとに、裁判所が指定する。ただし、特に必要があるときは、それ以外の者の中から指定すること

を妨げない。

一 地方裁判所が特別の知識経験を有する者その他適当な者の中から毎年あらかじめ選任した者

二 当事者が合意によつて選定した者

三 鑑定委員には、最高裁判所規則で定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(審問期日)

第四十五条 裁判所は、審問期日を聞き、当事者の陳述を聴かなければならない。

2 当事者は、他の当事者の審問に立ち会うことができる。

(事実の探知及び証拠調べ)

第四十六条 裁判所は、職権で事実の探知をし、かつ、職権で又は申出により必要と認める証拠調べをしななければならない。

2 証拠調べについては、民事訴訟の例による。

(審理の終結)

第四十七条 裁判所は、審理を終結するとき、審問期日においてその旨を宣言しなければなら

(即時抗告)

第四十八条 第十七条第一項から第三項まで若し

くは第五項(第十八条第三項において準用する場合を含む)、第十八条第一項、第十九条第一項(同条第七項において準用する場合を含む)若しくは第三項(同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む)又は第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による裁判に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることが出来る。

2 前項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

(裁判の効力が及ぶ者の範囲)

第四十九条 前条第一項の裁判は、当事者又は最終の審問期日の後裁判の確定前の承継人に対し、その効力を有する。

(給付を命ずる裁判の効力)

第五十条 第十七条第三項若しくは第五項(第十八条第三項において準用する場合を含む)、第十八条第一項、第十九条第三項(同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む)又は第二十條第一項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による裁判で給付を命ずるものは、強制執行に關しては、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(譲渡又は転賃の許可の裁判の失効)

第五十一条 第十九条第一項(同条第七項において準用する場合を含む)の規定による裁判は、その効力を生じた後六月以内に借地権者が建物の譲渡をしないときは、その効力を失う。ただし、この期間は、その裁判において伸長し、又は短縮することができる。

(和解及び調停)

第五十二条 民事訴訟法第百三十六條及び第二百三條(和解に關する部分に限る)並びに民事調停法第二十條の規定は、第四十一条の事件について準用する。

(事件の記録の閲覧等)

第五十三条 当事者及び利害關係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、第四十一条の事件

の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は同条の事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、閲覧又は謄写については、記録の保存又は裁判所の職務に支障があるときは、この限りでない。

2 民事訴訟法第五百一十一條第四項の規定は、前項の記録について準用する。

(費用の特例)

第五十四條 民事訴訟法第四條(第二項中同法第八十九條から第九十四條までの規定を準用する部分を除く。)の規定は、第十九條第四項同條第七項並びに第二十條第二項及び第五項において準用する場合を含む。の場合に準用する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建物保護に関する法律等の廃止)

第二條 次に掲げる法律は、廃止する。

一 建物保護に関する法律(明治四十二年法律第四十號)

二 借地法(大正十年法律第四十九號)

三 借家法(大正十年法律第五十號)

(旧借地法の効力に関する経過措置)

第三條 接収不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三十八號)第九條第二項の規定の適用については、前条の規定による廃止前の借地法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(経過措置の原則)

第四條 この法律の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、附則第二條の規定による廃止前の建物保護に関する法律、借地法及び借家法の規定により生じた効力を妨げない。

(借地上の建物の朽廃に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前に設定された借地権について、その借地権の目的である土地の上の建物の朽廃による消滅に関しては、なお従前の例による。

(借地契約の更新に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前に設定された借地権に係る契約の更新に関しては、なお従前の例による。

(建物の再築による借地権の期間の延長に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前に設定された借地権について、その借地権の目的である土地の上の建物の滅失後の建物の築造による借地権の期間の延長に関しては、なお従前の例による。

2 第八條の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

(借地権の対抗力に関する経過措置)

第八條 第十條第二項の規定は、この法律の施行前に借地権の目的である土地の上の建物の滅失があった場合には、適用しない。

(建物買取請求権に関する経過措置)

第九條 第十三條第二項の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

2 第十三條第三項の規定は、この法律の施行前に設定された転借地権については、適用しない。

(借地条件の変更の裁判に関する経過措置)

第十條 この法律の施行前にした申立てに係る借地条件の変更の事件については、なお従前の例による。

(借地契約の更新後の建物の再築の許可の裁判に関する経過措置)

第十一條 第十八條の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

(建物賃貸借契約の更新拒絶等に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行前にされた建物の賃貸借契約の更新の拒絶の通知及び解約の申入れに

関しては、なお従前の例による。

(造作買取請求権に関する経過措置)

第十三條 第三十三條第二項の規定は、この法律の施行前にされた建物の転賃借については、適用しない。

(借地上の建物の賃借人の保護に関する経過措置)

第十四條 第三十五條の規定は、この法律の施行前に又は施行後一年以内に借地権の存続期間が満了する場合には、適用しない。

(不動産登記法の一部改正)

第十五條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四號)の一部を次のように改正する。

第百一十一條第一項中「又ハ」を「若クハ」に、「定アルトキハ」を「定アルトキ又ハ借地借家法(平成三年法律第 号)第二十二條ノ定アルトキハ」に改め、同項に後段として次のように加える。

尚地上権設定ノ目的ガ建物所有ノモノナル場合ニ於テ其建物ガ同法第二十四條第一項ニ規定スル事業ノ用ニ供スルモノナルトキハ其旨ヲモ記載スルコトヲ要ス

第百一十一條に次の一項を加える。

借地借家法第二十二條ノ定アル地上権ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ同条後段ノ書面ヲ、同法第二十四條第一項ノ地上権ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ同条第二項ノ公正証書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス但登記原因ヲ証スル書面ガ執行力アル判決ナルトキハ此限ニ在ラズ

第百三十二條第一項中「登記原因ニ」の下に「建物所有ノ目的」を加え「トキ又ハ」を「トキ若クハ」に、「許シタルトキハ」を「許シタルトキ又ハ借地借家法第二十二條、第三十八條第一項若クハ第三十九條第一項ノ定アルトキハ」に改め、同項に後段として次のように加える。

尚登記原因ニ建物所有ノ目的ノ定アル場合ニ於テ其建物ガ同法第二十四條第一項ニ規定スル事業ノ用ニ供スルモノナルトキハ其旨ヲ

モ記載スルコトヲ要ス

第百三十二條第一項の次に次の一項を加える。

第百三十一條第三項ノ規定ハ借地借家法第二十二條、第三十八條第一項若クハ第三十九條第一項ノ定アル賃借權又ハ同法第二十四條第一項ノ賃借權ノ設定ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

(罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正)

第十六條 罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三號)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「借地法第二條」を「借地借家法(平成三年法律第 号)第三條」に、「かかはらず、これを」を「かわらず、」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「因つて」を「よつて」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第十七條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

第二百三十八條の四第五項中「借地法(大正十年法律第四十九號)及び借家法(大正十年法律第五十號)」を「借地借家法(平成三年法律第 号)」に改める。

(国有財産法の一部改正)

第十八條 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三號)の一部を次のように改正する。

第十八條第五項中「借地法(大正十年法律第四十九號)及び借家法(大正十年法律第五十號)」を「借地借家法(平成三年法律第 号)」に改める。

(相続税法の一部改正)

第十九條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三號)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「借地法(大正十年法律第四十九號)」を「借地借家法(平成三年法律第 号)」に、「左に」を「次に」に、「こえ」を「超え」に、「定」を「定め」に、「こえ」を「超え」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の十四第一項中「次の各号」を「次に改め、同項第三号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第十三条」を「借地借家法(平成三年法律第 号)第十二条」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十一条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「借地法(大正十年法律第四十九号)」を「借地借家法(平成三年法律第 号)」に改める。

(接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正)

第二十一条 接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「借地法(大正十年法律第四十九号)第二条」を「借地借家法(平成三年法律第 号)第三条」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第二十三条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第三号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第十三条」を「土地所有者等の先取特権」を「借地借家法(平成三年法律第 号)第十二条(借地権設定者の先取特権)」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第二十四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「借地法(大正十年法律第四十九号)第八條ノ二第一項、第二項若しくは第五項、第九條ノ二第一項(第九條ノ四において準用する場合を含む。又は第九條ノ三第一項第九條ノ四において準用する場合を含む。を「借地借家法(平成三年法律第 号)第十七條第一項、第二項若しくは第五項(第十八條第三項において準用する場合を含む。第十八條第一

項、第十九條第一項(同條第七項において準用する場合を含む。又は第二十条第一項(同條第五項において準用する場合を含む。に改める。

第九條第二項第四号中「借地法第十四條ノ二」を「借地借家法第四十一條」に改め、同項第五号中「借地法第十四條ノ三第一項」を「借地借家法第四十二條第一項」に改める。

別表第一の二三の項中「借地法第十四條ノ二」を「借地借家法第四十一條」に、「借地法第八條ノ二第二項」を「借地借家法第十七條第二項」に改める。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)

第二十五条 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「借地法(大正十年法律第四十九号)第一条」を「借地借家法(平成三年法律第 号)第二条第一号」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二十六条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第一条」を「借地借家法(平成三年法律第 号)第二条第一号」に改める。

(農住組合法の一部改正)

第二十七条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一号中「借地法(大正十年法律第四十九号)」を「借地借家法(平成三年法律第 号)」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十八條 地価税法(平成三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第一条(借地権の定義)」を「借地借家法(平

成三年法律第 号)第二条第一号(定義)」に改める。

(民事調停法の一部を改正する法律案
民事調停法の一部を改正する法律
民事調停法(昭和二十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条―第二十四条の三」に改める。

第二章第一節中第二十四条の次に次の二条を加える。

(地代借賃増減請求事件の調停の前置)

第二十四条の二 借地借家法(平成三年法律第 号)第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求に関する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならぬ。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならない。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

(地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条件)

第二十四条の三 前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないとき認められる場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条件に服する旨の書面による合意があるときは、申立てにより、(当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る。)とがでる。

2 前項の調停条件を調査に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(商事調停事件について調停委員会が定める調停条件)

第三十一条 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。

第三十三條中「第二十七條から第三十一條まで」を「第二十四條の三及び第二十七條から第三十條まで」に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に訴えが提起された場合における借地借家法(平成三年法律第 号)第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求の事件に関しては、なお従前の例による。

3 改正後の第二十四条の三の規定は、この法律の施行の際現に裁判所に係属している前項の請求に係る調停事件についても、適用する。

4 商事の紛争に関する調停事件又は前条第二項の法律の施行前に改正前の第三十一条第一項(改正前の第三十三条において準用する場合を含む。)に規定する書面による合意がされているものについては、なお従前の例による。

八月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第三号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第八号)

一、登記手数料値上げ反対に関する請願(第九号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第一六号)
一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大

幅増員に関する請願(第一八号)

一、登記手数料値上げ反対に関する請願(第一九号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第二二号)(第二七号)(第二八号)(第二九号)(第六二号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第六五号)

一、登記手数料値上げ反対に関する請願(第六六号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第六八号)(第九九号)(第一〇四号)(第一〇六号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一〇九号)

一、登記手数料値上げ反対に関する請願(第一一〇号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第一一二号)(第一一四号)(第一一五号)(第一一六号)(第一一七号)(第一一九号)(第二二二号)(第二二三号)(第二二四号)

第三号 平成三年八月五日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 仙台市若林区上飯田字大町八一ノ一 阿部智子 外四名

紹介議員 会田 長栄君

「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」という民法第七百五十条によつて、我が国では、婚姻に際してどちらか一方の姓を選択することが規定されているが、現実には、多くの場合女性の側が改正をしている。しかし、最近、結婚後も自分の姓を使い続けたいと希望する女性が増えてきている。その理由として、仕事上・社会生活上の不都合、使い慣れた名前が変わると自分になくなるみたいない感じがするので嫌である、夫に吸収されるみたいない感じがする、など様々なものがあるが、要は結婚しても、個人としての人格を大切にしたいという思いに基づくものである。そして、自分の姓を使い続けるために、旧姓を通称として使う女性や、婚姻届を出さない女性が増えている。夫婦の姓について、主要先進国では同姓別姓の選択の自由を認める法制を採っており、我が国のように姓の選択の自由のない国はない。については、我が国においても、上記の社会的実状に照らして、夫婦同氏別氏の選択制を導入するために、早急に法改正の措置を採るよう次の事項について実現を図らねばならない。

一、民法第七百五十条を改正して、夫婦同氏・別氏の選択制を導入すること。

二、併せて戸籍法等関係法規に所要の改正を行うこと。

三、既婚者でも、一定期間内に届け出れば別氏を選択できるよう、経過規定を設けること。

第八号 平成三年八月五日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(三十通)

請願者 長崎県南松浦郡奈留町浦郷一、八四ノ三 江口裕久 外百四十九名

紹介議員 紀平 悌子君

法務局の登記、戸籍、供託、行政訴訟業務及び人権擁護事務は、適正、迅速になされてこそ、国民の財産と権利を守ることになるが、業務量の増大に対して従事職員が全く不足し、業務の停滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況に直面している。更生保護業務については、犯罪の多様化、特にここ数年間に少年犯罪が激増・深刻化することによって保護観察官の業務も複雑・高度化し、特に従来裁判所において取り扱われていた短期交通保護事件が昭和五十二年四月より法務省に移されてからは業務の増大が著しい。また、出入国管理業務も、国際交流の活発化、海外旅行の増加などによって出入国者が増大し、また、外国人による不法就労問題や新国際空

港の建設など入管業務も著しく繁忙を極めている。法務省の業務は人的確保によること以外にはない。については、次の事項について実現を図らねばならない。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の定員を大幅に増員すること。

第九号 平成三年八月五日受理

登記手数料値上げ反対に関する請願(四通)

請願者 熊本市清水町万石三三ノ一 古閑 辰喜 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君

一、登記手数料を実費相当額へ値下げすること。すなわち、現行登記手数料には、本来一般会計から支出されるべき費用が含まれているので、これらを除いた純粋な「実費相当額」へ値下げすること。なお当面、平成二年二月二十七日政令第百二二号附則第二項の経過処置の期間につき無期延長をすること。

二、登記手数料令第七条を廃止し、国・地方公共団体等の職員の職務上請求に関する登記手数料を有料化すること。

三、登記手数料に関する情報を公開すること。乙号費用の「手数料実費額の算出根拠を明確にするために、乙号事件に関する事件数の統計、並びに手数料実費額算定基準を公開すること。また、甲号事務と乙号事務との経費を明確に区分して予算決算を行うこと。

第十六号 平成三年八月五日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(五通)

請願者 東京都杉並区西荻北四ノ五ノ二〇 森田かず枝 外四名

紹介議員 正敏君

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願の趣旨は、第三号と同じである。

に関する請願(三十通)

請願者 長崎県東彼杵郡川棚町石木郷三三 七 吉永文典 外百四十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第十九号 平成三年八月六日受理

登記手数料値上げ反対に関する請願(四通)

請願者 熊本市春日六ノ三ノ二四 松倉泰三 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二二号 平成三年八月六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草一ノ六ノ八ノ二〇二 木下忠親

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七号 平成三年八月六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 兵庫県姫路市本町六八ノ七四 梶原敬一

紹介議員 足立 良平君

関する請願

請願者 埼玉県新座市東一ノ一三 新井玲子 外四名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六二号 平成三年八月七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼二ノ三八ノ一四 ガーデンメゾンAノ二〇二 染木布光

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六五号 平成三年八月七日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(三十通)

請願者 長崎県佐世保市潮見町七ノ九 山口陽子 外百四十六名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六六号 平成三年八月七日受理

登記手数料値上げ反対に関する請願(四通)

請願者 熊本県菊池郡大津町大津四〇〇ノ五〇 建山義徳 外十五名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六八号 平成三年八月七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 東京都目黒区中央町二ノ七ノ一〇 ノ三〇二 土井裕子

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九九号 平成三年八月七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 東京都文京区小日向二ノ三ノ二 一 國枝知香 外四名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇四号 平成三年八月七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 東京都江東区門前仲町二ノ三ノ九 ノ五〇三 平川景子

紹介議員 日下部權代子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇六号 平成三年八月七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 埼玉県上尾市小敷谷九一九ノ一 一 楚山利子 外三名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇九号 平成三年八月八日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(三十通)

請願者 長崎県北松浦郡佐々町口石免一、六三六 松田政喜 外百四十九名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一〇号 平成三年八月八日受理

登記手数料値上げ反対に関する請願(四通)

請願者 熊本県大津町七ノ一八 古井博幸 外十九名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一一二号 平成三年八月八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 東京都中野区上鷺宮一ノ二四ノ二 二ノ一ノ二〇二 下地昌子

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一四号 平成三年八月八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区元代々木町二四ノ一 一 竹内健三 外三名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一五号 平成三年八月八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 埼玉県幸手市香日向二ノ八九ノ一 六九 菅野広由 外三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一六号 平成三年八月八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南三ノ二三ノ四 森田文子

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一七号 平成三年八月八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀三ノ二八ノ二 三ノ三〇九 金井寿美恵 外四名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一九号 平成三年八月八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 鳥取市田園町二ノ二〇五 三好明子 外四名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一二二号 平成三年八月八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉二ノ三四ノ一 一 安藤節子

紹介議員 日下部權代子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一二三号 平成三年八月八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 東京都保谷市東町五ノ五ノ一 四 金沢恵子 外四名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一二四号 平成三年八月八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(二通)

請願者 大阪府生野区新今里七ノ一四ノ二 九 今井満彦 外四名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

八月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一一九号)

一、登記手数料値上げ反対に関する請願(第一三〇号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の

紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一五二号 平成三年八月十三日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(二十六通)
請願者 山形県最上郡最上町大字向町八五
六 黒坂啓蔵 外百四十一名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一五三号 平成三年八月十三日受理
登記手数料値上げ反対に関する請願(三三通)
請願者 熊本県玉名郡佐田町浜田一六 藤
本健士 外五名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一六〇号 平成三年八月十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(四通)
請願者 兵庫県川西市東多田字宮ノ前四一
九ノ一 山本由紀子 外三名
紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六一号 平成三年八月十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(三三通)
請願者 静岡県東町三三ノ一五 鈴木紀
子 外二名
紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六二号 平成三年八月十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)
請願者 東京都大田区南久が原二ノ二七ノ
七 長屋フミ子 外四名
紹介議員 田辺 哲夫君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六三号 平成三年八月十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(二二通)
請願者 静岡県富士市水戸島一ノ三ノ四
市川ちさ子 外一名
紹介議員 松浦 功君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六四号 平成三年八月十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 東京都板橋区板橋二ノ三四ノ一
岡田恵子 外九名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六五号 平成三年八月十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(二二通)
請願者 三重県四日市市海山道町一ノ四四
阪井雅也 外一名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六六号 平成三年八月十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 東京都板橋区徳丸三ノ二二ノ一四
豊田成喜 外四名
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

請願者 東京都練馬区北町二ノ四ノ一六ノ
二〇一 勝倉悦子 外四名
紹介議員 清水嘉子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六八号 平成三年八月十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(三三通)
請願者 静岡県清水市三保三三七ノ一 遠
藤佳子 外二名
紹介議員 木宮 和彦君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一七二号 平成三年八月十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(三十通)
請願者 長崎県下県郡蔵原町久田八ノ六
三 北嶋辰好 外百四十九名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一七二号 平成三年八月十四日受理
登記手数料値上げ反対に関する請願(三三通)
請願者 熊本県市帯山三ノ二九ノ一二 竹本
光宏 外七名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一七九号 平成三年八月十五日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(三十通)
請願者 長崎県杵築郡郷ノ浦町中融九二
六 原口進 外百四十七名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一八〇号 平成三年八月十五日受理
登記手数料値上げ反対に関する請願(三三通)
請願者 熊本市花立一ノ三五 吉本節子
外八名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一八四号 平成三年八月十六日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(三十通)
請願者 長崎県西彼杵郡長与町郷里郷一四
九ノ二〇 木島英利 外百四十五
名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一八五号 平成三年八月十六日受理
登記手数料値上げ反対に関する請願(三三通)
請願者 熊本県健軍二ノ七ノ七 今井智則
外二名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一八九号 平成三年八月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(三十通)
請願者 長崎県南高来郡小浜町北野一、〇
五一 中島義和 外百四十八名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一九〇号 平成三年八月十九日受理
登記手数料値上げ反対に関する請願(三三通)
請願者 熊本市南坪井町七ノ七 矢張龍吉
外十名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九三号 平成三年八月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)
請願者 東京都墨田区墨田四ノ二五ノ一

第一九三号 平成三年八月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)
請願者 東京都墨田区墨田四ノ二五ノ一

第一九三号 平成三年八月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)
請願者 東京都墨田区墨田四ノ二五ノ一

第一九三号 平成三年八月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)
請願者 東京都墨田区墨田四ノ二五ノ一

第一九三号 平成三年八月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)
請願者 東京都墨田区墨田四ノ二五ノ一

第一九三号 平成三年八月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)
請願者 東京都墨田区墨田四ノ二五ノ一

第一九三号 平成三年八月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)
請願者 東京都墨田区墨田四ノ二五ノ一

第一九三号 平成三年八月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)
請願者 東京都墨田区墨田四ノ二五ノ一

第一九三号 平成三年八月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)
請願者 東京都墨田区墨田四ノ二五ノ一

第一九三号 平成三年八月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)
請願者 東京都墨田区墨田四ノ二五ノ一

ラ・ドミール二〇六 山口淳子
外四名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一九四号 平成三年八月十九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 埼玉県春日部市武里団地六ノ二ノ
一〇五 深沢和美

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一九八号 平成三年八月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(四十五通)

請願者 宮崎県都城平塚町二、九八三ノ
九 奥原幸一郎 外二百二十四名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一九九号 平成三年八月二十日受理

登記手数料値上げ反対に関する請願(六十四通)

請願者 熊本市新町二ノ一ノ九ノ七 川
上由佳 外三百十一名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二〇一号 平成三年八月二十日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 埼玉県川口市朝日五ノ六ノ七 高
橋長子

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二〇二号 平成三年八月二十日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 愛知県東海市高橋須賀浅間二ノ一
五 東邦ガス寮Wノ四一五 安藤祐
二

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二〇三号 平成三年八月二十日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)

請願者 大分市片島八ノ四ノ二ノ三〇

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二〇九号 平成三年八月二十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 熊本県菊池郡合志町大字豊岡二、
〇〇〇ノ七九六 小柴雅子

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二一号 平成三年八月二十一日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(九十六通)

請願者 宮崎県日南市上平野町二丁目 椎
葉香男 外四百七十九名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二二二号 平成三年八月二十一日受理

登記手数料値上げ反対に関する請願(四十通)

請願者 鹿児島県日置郡日吉町吉利一、〇
五四ノ一 村山三郎 外百九十九
名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二二四号 平成三年八月二十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 福岡県飯塚市大字目尾一、二五六
ノ一二 合屋勤 外三名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二六号 平成三年八月二十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 埼玉県入間市東町一ノ九ノ七 土
橋哲徳

紹介議員 小川 仁二君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二八号 平成三年八月二十二日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 熊本県上益城郡御船町陣一、三九
五 緒方都

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二〇号 平成三年八月二十二日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(八十四通)

請願者 宮崎県南那珂郡北郷町北河内一九
一 鈴木香代子 外四百十六名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二二二号 平成三年八月二十二日受理

登記手数料値上げ反対に関する請願(四十通)

請願者 沖縄県宮里三ノ九ノ八 青山洋一
外百九十九名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二二三号 平成三年八月二十二日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都杉並区和泉二ノ二八ノ一
二 酒井貞子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二五号 平成三年八月二十二日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺北一ノ八ノ二
二 孝本敏子

紹介議員 日下部穂代子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二六号 平成三年八月二十二日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 福岡県飯塚市目尾七三二ノ二 熊
谷淳子

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二八号 平成三年八月二十二日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 埼玉県上尾市柏座一ノ九ノ一
八 高浜郁子

紹介議員 小川 仁二君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二九号 平成三年八月二十二日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 仙台市太白区八木山本町一ノ二ノ
一〇 千葉香織 外二名

紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三八号 平成三年八月二十二日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(三通)

請願者 埼玉県蕨市中央二ノ二二一ノ一七

山田博 外二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

九月六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の
改正に関する請願(第二三九号)(第二四二号)
一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第二四四号)
一、登記手数料値上げ反対に関する請願(第二
四五号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の
改正に関する請願(第二四七号)(第二四八号)
(第二四九号)(第二五〇号)(第二五一号)(第
二五二号)(第二五六号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第二五八号)
一、登記手数料値上げ反対に関する請願(第二
五九号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の
改正に関する請願(第二六二号)(第二六四号)
(第二六六号)(第二六八号)(第二六九号)(第
二七一号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第二八〇号)
一、登記手数料値上げ反対に関する請願(第二
八一号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の
改正に関する請願(第二八四号)(第二八六号)
(第二八七号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第二九六号)
一、登記手数料値上げ反対に関する請願(第二
九七号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の
改正に関する請願(第三〇六号)(第三〇七号)
(第三〇九号)(第三一〇号)(第三一一号)(第
三一二号)(第三一三号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第三二六号)
一、登記手数料値上げ反対に関する請願(第三
一七号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の
改正に関する請願(第三二六号)(第三二八号)

第二三九号 平成三年八月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都杉並区永福四ノ二六ノ一
〇 寿崎かすみ
紹介議員 久保田 真苗君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二四二号 平成三年八月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都品川区西中延二ノ二二ノ一
〇 黒野美樹子
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二四四号 平成三年八月二十三日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(四十二通)

請願者 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋
四、七三九ノ五 森弘道 外二百
十九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二四五号 平成三年八月二十三日受理
登記手数料値上げ反対に関する請願(四十通)
請願者 宮崎県都城市五十町一、六四〇ノ

三 神園孝志 外百九十九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二四七号 平成三年八月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都八王子市松が谷五四ノ二ノ
四〇五 遠藤真子 外二名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二四八号 平成三年八月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都中野区江古田二ノ二四ノ一
一 竹内タツ 外四名
紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二四九号 平成三年八月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 横浜市港北区茅ヶ崎南四ノ二二ノ
二 鈴木淳三
紹介議員 喜屋武真榮君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二五〇号 平成三年八月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(四通)

請願者 埼玉県浦和市元町二ノ三三ノ二九
吉野莊一〇三 蒲生昌明 外三名
紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二五一号 平成三年八月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都足立区中央本町四ノ一一ノ
三七 齊木恭子
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二五二号 平成三年八月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 新潟県栃尾市谷内二 今井秀男
紹介議員 栗森 喬君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二五六号 平成三年八月二十六日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都豊島区目白三ノ一ノ一
九 筒井啓子
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二五八号 平成三年八月二十六日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(五十七通)

請願者 山形県鶴岡市大字小波渡字浜田四
六ノ一 佐藤志摩 外二百五十五
名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二五九号 平成三年八月二十六日受理
登記手数料値上げ反対に関する請願(四十通)

請願者 鹿児島市西陵七ノ二四ノ三 高崎
輝正 外百九十九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二六三号 平成三年八月二十六日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都品川区西五反田八ノ五ノ一

紹介議員 ノ七〇 数野吉子

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六四号 平成三年八月二十六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都練馬区永川台三ノ三六ノ九

紹介議員 ノ三〇五 村野和男
粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六六号 平成三年八月二十六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ二五ノ

紹介議員 五ノ一ノD 太田リョウウ
小川 仁一君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六八号 平成三年八月二十六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都世田谷区宇奈根一ノ九ノ一

紹介議員 二ノBノ二〇一 川池裕
喜屋武真榮君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六九号 平成三年八月二十六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都世田谷区瀬田五ノ二六ノ

紹介議員 四 中川三郎
堂本 曉子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七一号 平成三年八月二十六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町長尾一ノ一九ノ

紹介議員 一 加藤カス子
笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八〇号 平成三年八月二十七日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(五十四通)

請願者 宮崎県東諸県郡綾町南俣三二

紹介議員 八 小松真由美 外三百七十五名
紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二八一号 平成三年八月二十七日受理

登記手数料値上げ反対に関する請願(四十通)

請願者 鹿児島市紫原六ノ一六ノ一 酒匂

紹介議員 守 外百九十九名
紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二八四号 平成三年八月二十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都北区滝野川三ノ四八ノ一ノ

紹介議員 八一九 清水進
堂本 曉子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八六号 平成三年八月二十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南三ノ六二ノ

紹介議員 一〇 奥山妙子
日下部橋代子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八七号 平成三年八月二十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

関する請願

請願者 東京都国分寺市戸倉一ノ二五ノ三

紹介議員 六 梶原泰
小川 仁一君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二九六号 平成三年八月二十八日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(百一通)

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字中四八

紹介議員 八 宮田利晴 外五百四名
紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二九七号 平成三年八月二十八日受理

登記手数料値上げ反対に関する請願(四十通)

請願者 熊本市秋原町七ノ四七 高野英一

紹介議員 外百九十九名
紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三〇六号 平成三年八月二十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 三重県桑名市外堀六五 西村佳子

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇七号 平成三年八月二十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都練馬区関町東一ノ一一ノ

紹介議員 二 粕谷良子
粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇九号 平成三年八月二十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(二通)

請願者 千葉県船橋市習志野台四ノ二五ノ

紹介議員 一六 新井美智子 外二名
倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一〇号 平成三年八月二十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 広島県呉市蔵本通一四ノ二二 久

紹介議員 保裕子
藤田 雄山君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一一号 平成三年八月二十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 岐阜市下土居六四五ノ八 近藤真

紹介議員 外三名
中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一二号 平成三年八月二十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(二通)

請願者 徳島市南佐古七ノ六ノ八 片山佐

紹介議員 知子 外二名
古川太三郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一三号 平成三年八月二十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 茨城県結城市結城三、三〇〇 小

紹介議員 林博
栗森 喬君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一六号 平成三年八月二十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

に關する請願(百一通)

請願者 秋田県北秋田郡森吉町米内沢字黒

沢二五ノ五 松田誠力 外五百二

十名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三一七号 平成三年八月二十九日受理

登記手数料値上げ反対に關する請願(四十通)

請願者 長崎県島原市萩原一ノ五、〇八

九 松田数晴 外百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三二六号 平成三年八月二十九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に

關する請願

請願者 東京都世田谷区松原二ノ三七ノ一

八ノ一〇二 日下部俊光

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二八号 平成三年八月二十九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に

關する請願

請願者 福岡県鞍手郡小竹町勝野サンコー

ボ三〇二 大塚美保子 外二名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。